

第3章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

計画に掲げた施策を着実に推進するため、庁内に関係課で構成する「寒河江市男女共同参画計画推進委員会」を設置して進捗状況の把握を行うとともに、関係課の連携を強化することで、総合的に取組を推進します。

2 計画の進行管理

施策の進捗状況を把握し、その結果を寒河江市男女共同参画審議会に報告するとともに、今後の施策展開に向けた意見を聴取しながら、男女共同参画社会の形成に取り組みます。

3 国・県との連携

男女共同参画に関する施策は、長期的な視点に立って、着実・継続的な取組が必要であることから、男女共同参画社会形成の推進について、国や県などと連携を図りながら取り組んでいきます。